

# 埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

<Book Review> Mitsuo Kinoshita “Hinkon to jiko sekinin no kinsei nihonshi”

|       |                                                                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2019-03-11<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 福澤, 徹三, FUKUZAWA, Tetsuzo<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1194">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1194</a>                 |

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 書評

木下光生著

### 『貧困と自己責任の近世日本史』

(人文書院、2017年)

Mitsuo Kinoshita “Hinkon to jiko sekinin no kinsei nihonshi”

福澤徹三

FUKUZAWA, Tetsuzo

#### はじめに

本書は、『近世三昧聖と葬送文化』(塙書房、2010年)の著書もある著者の2冊目の論文集であり、「現在の日本で生活保護制度を中心とした貧困者の保護が何故十分でないのか」ということを、福祉史や海外の貧困史の成果を取り入れ、対話しながらまとめたものである。本書の章立てを以下に記す。

#### 序章

第I部 世帯経営から見つめる貧困

第1章 村の「貧困」「貧農」と近世日本史研究

第2章 一九世紀初頭の村民世帯収支

第3章 家計から迫る貧困

第4章 生き抜く術と敗者復活の道

第II部 貧困への向き合い方

第5章 せめぎ合う社会救済と自己責任

第6章 操作される難渋人、忌避される施行

第7章 公権力と生活保障

第8章 個の救済と制限主義

#### 終章

第I部では、これまでの近世村落史研究が、十分な根拠を示すことなく、「貧困」「貧農」が実在し、それが学校教科書でも繰り返して説き続けられているとして、既往の研究が何を基準に貧農・困窮を説いてきたのか検証する。その基準は、所持石高(持高)や耕作地の広さに依っていたが、「最低生活」や「貧

しい」という点については明示的ではなかった、とする。一方、池上裕子の太閤検地論批判や平野哲也の百姓の市場対応論、近世の村社会の生業複合性を取り上げ、従来の貧農研究は貧農の析出という実証面だけではなく、歴史観という次元においても、瓦解してしまった、とする。そして、現代貧困研究の研究手法から貧困を客観的に議論するためには、(A) 村内各世帯の全収入と全支出の把握、(B) 一般的な消費水準の見定め、(C) 同時代人の貧困定義、(D) 最低生活費、貧困線の設定、が求められる、と述べる(以上、序章・第1章)。

そして、大和国吉野郡田原村(奈良県宇陀市)文化5年(1808)『去卯年御田畑出来作物書上帳』(以下、『書上帳』、とする)には同村全世帯の年間収入・支出が記されているので、具体的な数値を研究者間で共有できるようにした。同帳は、同年の定免切替にあたり、免率の引き下げの願書や、過去の年貢率、借用銀の抜き出しなど13帳の合わせ綴りの1帳である(第2章)。

次に、同村の年間収入・支出を分析すると、訴願の目的であった「御高免」の引き下げは実質税率31%であり、実際に高税率であったかは微妙である、とする。また、支出全体からみると、飯料や造用といった「消費欲」に関わる支出項目の方がはるかに大きな負担となっていた。また、持高順と総収入順を比較し、一応は総収入額と同じく右肩下がりの傾向を示すが、子細にみれば合致しない例が多々ある

キーワード：家計、救済、難渋人、自己責任

Key words : household cost, poor relief, difficult people, self-responsibility

ことに気づかされ、参考にすならざる実証方法として完全に破綻している、とする。経営健全度（総支出を総収入で割った黒字・赤字率）と等価可処分所得（各世帯員がどれほど自由に処分できる所得を有しているかを示す数値）を以てしても、「普通」や貧困線を引くことも難しい、とする。そして、個別世帯を分析し、貧困の指標となりそうな破産と夜逃げに着目したが、法則性を見出すことも困難であると論じた（第3章）。

以上の検討からは金銭的な数値から客観的に貧困を判断することは極めて困難であったが、貧困の存在を「わかりやすい」現象から明らかにするため、物乞いと夜逃げ（家出）に注目した。結果、この二つは即没落ではないものの、自己責任観に裏打ちされた村社会の冷徹さもあり出す。一步進んで、村社会の包容力と冷徹さの使い分けのせめぎ合いを、次章以降検討する、とした（第4章）。

第Ⅱ部では、著者の現代的問題関心、社会はどこまで当事者に救いの手をさしのべ、どこからその者たちの自己責任に属することだとして突き放すのか、という現代日本社会でも判断が悩ましく、社会的な課題になり続けている問題を近世の村社会において追究し、以下の点を明らかにした。村は「溜め」の機能を有するが、それが実際に発動されるかどうかは微妙な世界であって、「見栄」や「いたたまれなさ」といった「感情の世界」もまわりついていた（第5章）。そして、救済される側に着目すると、「もらう／施される」という非市場的な救われ方の方が、「買う／借りる」という市場的な救われ方よりも好まれないという結果であり、貧困救済に村という公的な組織が介入することの深い意味合いをあらためて思い知らされる問題である、とする（第6章）。

このように村社会における貧困救済は、村の自治を基盤としていたのであるが、個別領主や幕府といった公権力の関わりについて、従来の「御救後退」史観を、近世の日本社会における生活保障は、初期から臨時的、限定的であって、社会も期待はしていなかった、と事例をあげて批判する（第7章）。次に、近世でみてきた個別具体的な個の救済と制限主義が、日本史のなかでどう立ち現れ、誰がその個の認定と制限に関わっていたのかを、8～21世紀の時間軸で

検討すると、古代と近現代の共通性が見出せ、近世社会で数百年ぶりに復活させた個別具体的な個に対する救済は、「働き方」と「素行」で左右される制限主義と、強い自己責任観に裏打ちされた、公開処刑的な社会的制裁をあわせ持つもので、それが近代・現代にも引き継がれたものであった。それは、近世のヨーロッパ社会とも研究史を共有できる道をも拓くものであった（第8章）。終章では、本書の内容がまとめられている。

本書は、賤民史研究の第一人者が貧困史という分野を新たに見出し、その成果を世に問うたもので、大変多くのことを学べる。まず、個への着目という点からは、地方名望家研究（渡辺尚志など）でも進展がみられるように、歴史上の多様な論点を広く個人の人生を論じることで明らかにし、豊かな時代像を社会に研究成果として問う、という方向性に強く共感した。そして、行き倒れ、物乞いの境遇に陥った人＝即没落ではない、という立脚点から、その後の境遇を丹念に追い求め、「溜め」のあり方、「充実」を実証し、その上で、社会的制裁との対照を鮮明に描き出したことは、今後貧困史を論じる上で重要な成果となるだろう。

また、ヨーロッパ貧困史の成果を、比較史を試みるなかで広く伝える役割を持ったことも特筆できる。封建制や革命史、社会史といった成果は広く知られているように思うが、イギリス教区史料をもとにした貧困史、差別の具体的なあり方といった内容を知ると、著者の言うように比較史の可能性を強く感じ取れた。残念ながら、これらの文献の多くは邦文で読むことはできないようであるが、今後これらの成果を多くの人が手に取れるようになることで、さらに進展が望めよう。

一方、「御救後退」史観については、どうであろうか。著者がイギリスとの比較を念頭に幕藩領主の御救は臨時的措置でしかなかった、と述べるのは説得的ではあるが、政策的・財政的位置づけは臨時的ではあってもその厚薄、歴史的展開を丹念に追う余地が多く残されていよう。評者が分析している信州松代藩では、明和年間以降少しずつ村人全体の借用金を藩が把握し、立ち直りを促進する難波村制度を新設している。また、萬代悠による岸和田藩領につい

ての成果も出ている。また、戦国の世を平定し、民は国の本といった理念、為政者としての心構えを説いた研究成果もある（小川和也）。御救やその理念の形成に関するこれらの研究に対して、著者がどのように考えているのか、聞いてみたいと思った。

最後に、著者が第2章・第3章で取り上げている史料について、検討してみたい。まずは、『書上帳』が単年度の内容であることについてである。一般的に、単年度の史料は、一時点の社会的状況を切り取ったに過ぎず、重要な結論を導き出すことは難しい。それでも、史料的重要性に鑑み、使用する場合は、その村の性格、年の豊凶、耕地のあり方などの基本的な情報を読者と共有しなければ、なおさらであろう。また、『書上帳』は訴願の過程で作成された文書であるから、著者も自覚されているとおり、他の史料との突き合わせをおこない、客観的内容を担保することが（もちろん史料の残存状況という限界もあるが）必要である。以下、それらを欠いている条件ではあるが、史料データをみての疑問点を述べてみたい。

- (1) どの家も収入－支出では赤字で、継続的経営は困難である。これが、年の豊凶とどう関連があるのか、解明される必要がある。
- (2) 貸付をおこなっている家は1軒で、ほぼすべての家が借入金を抱えている。評者が河内国や信濃国で明らかにしたところでは、村ごとに金融状況は多様であり、田原村は近くの豪農がいる村から多額の融資を受けて成り立ちが図られている可能性が高い。同村の収入・支出の評価は、周辺村落や豪農との関係も考慮しておこなわれる必要がある。評者が町史史料編で確認したところ、8年後の文化13年に田原村から町方・在方銀主方へ願書が出されている。貸付者の所在を知ることができないが、ほぼ評者の見立てで間違いないだろう。
- (3) 田原村の村柄を同じく町史史料編で確認すると、田17町余、畑16町余、山林46町余で、水利不便で時々旱魃に苦しむ、とある（明治15年）。持高を山林が多い村での分析では、地域社会論でも採用しない論者もいる（志村洋）。持高のみに偏った分析の問題点は、これまでも多くの論

者によって自覚されているながらも、もっとも多く残されている史料であり、大前・小前といった村落内の身分や藩の借用金許可の基準で用いられており、同時代の社会でも広く富裕の指標として受け入れられている。著者の指摘は貴重ではあるが、その限界を自覚し、他史料と突き合わせをおこないながら、議論を継続していく必要があろう（揚げ足を取るつもりはないが、筆者自身も『書上帳』の登場者のその後の評価（経営悪化の可能性）を、持高でおこなっている箇所が見受けられる（第3章註13））。

筆者の個人への着目の洞察や寄り添う姿勢について、評者は大変多くのことを学んだ。この成果を土台に、日本においても貧困史の領域を拡大していくことは、現代的要請でもあるとの意見に強く共感する。

（人文書院、2017年10月刊、3800円）

#### 《参考文献》

- 大宇陀町『新訂大宇陀町史』史料編第2巻（1996年）  
「文化13年 田原村より町方・在方銀主方へ願書」（257頁）、同第3巻（2002年）「明治15年 田原村村誌」（556頁）  
小川和也『牧民の思想 江戸の治者意識』（平凡社、2008年）  
志村洋「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」（『歴史学研究』729、1999年）  
福澤徹三「松代藩難渋村対策の制度的変遷」（福澤徹三・渡辺尚志編『藩地域の農政と学問・金融』（岩田書院、2014年）  
萬代悠「近世後期における岸和田藩の難渋村対策」（『ヒストリア』258、2016年）  
渡辺尚志編著『地方名望家・山口左七郎の明治維新』（大学教育出版、2003年）